

## 介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定について

### 1. 指定(更新)申請について

介護保険法改正に伴い、富良野市では平成28年3月1日より「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」)を実施しており、みなし指定でサービスを実施しています。しかし、平成30年度からはみなし指定では事業運営できません。したがって対象事業所の指定申請が必要になってきます。これは、指定事業者の基準順守状況を定期的に確認するとともに、介護の質の確保を図るため、事業者指定の効力に6年間の有効期間を設けたものです。

このため、指定日(及び前回更新日)から6年を経過する際に、新たに指定の更新手続きを行わなければ、有効期間満了とともに指定の効力が失われることとなり、以降、介護報酬の請求はできなくなります。

また、指定(更新)の手続きをした場合であっても、国が定める指定基準を満たしていない場合や介護保険法に定める指定の欠格事由に該当する場合は、指定(更新)を受けることはできません。

### 2. 指定等の基準について

旧介護予防訪問介護や旧介護予防通所介護と同一の内容を、総合事業のサービスとして規定しているため、指定・人員・設備・運営基準等についても従来と同じになります。

### 3. 提出書類

指定申請の際は、別表に記載されているサービスごとに必要な書類を富良野市高齢者福祉課までファイルに閉じて1部提出(持参)してください。(申請者保管用として、副本を作成し保管してください)

参考様式につきましては、内容がわかるものであれば事業所独自の様式でも構いません。

また新規指定を希望する場合は、定款・運営規定等の作成が必要となりますので、お早めにご相談ください。

なお、初回の申請は、全事業所が申請をしなければならないため、事業開始の1ヶ月前までに指定申請書の書類一式の提出をお願いします。提出期限までの提出がない場合は、希望の開始日にならない可能性もありますので、期間厳守をお願いします。

(例)平成30年4月1日事業開始の場合 ☞ 平成30年2月28日まで

## ○提出書類一覧及びチェック表

## 介護予防訪問介護サービス相当

番号	提出書類一覧表	様式類	チェック欄
1	指定申請書	様式第1号	<input type="checkbox"/>
2	指定に係る記載事項(付表)	付表1	<input type="checkbox"/>
3	申請者の定款、寄付行為等及び登記事項証明書 または条例等	写し ※登記事項証明書 のみ原本	<input type="checkbox"/>
4	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	<input type="checkbox"/>
5	事業所の管理者の経歴 サービス提供責任者の経歴	参考様式2	<input type="checkbox"/>
6	事業所の平面図及び写真	参考様式3	<input type="checkbox"/>
7	運営規程	任意様式	<input type="checkbox"/>
8	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4	<input type="checkbox"/>
9	誓約書及び役員の氏名等	参考様式5	<input type="checkbox"/>
10	資格を証明する書類	写し	<input type="checkbox"/>
11	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	指定様式	<input type="checkbox"/>
12	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	指定様式	<input type="checkbox"/>
13	雇用関係がわかるもの(雇用証明書等)	任意様式	<input type="checkbox"/>

## ○提出書類一覧及びチェック表

## 介護予防通所介護サービス相当

番号	提出書類一覧表	様式類	チェック欄
1	指定申請書	様式第1号	<input type="checkbox"/>
2	指定に係る記載事項	付表2	<input type="checkbox"/>
3	申請者の定款、寄付行為等及び登記事項証明書 または条例等	写し ※登記事項証明書 のみ原本	<input type="checkbox"/>
4	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	<input type="checkbox"/>
5	事業所の管理者の経歴 サービス提供責任者の経歴	参考様式2	<input type="checkbox"/>
6	事業所の平面図及び写真	参考様式3	<input type="checkbox"/>
7	設備・備品等一覧表	任意様式	<input type="checkbox"/>
8	運営規程	任意様式	<input type="checkbox"/>
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4	<input type="checkbox"/>
10	誓約書及び役員の名等	参考様式5	<input type="checkbox"/>
11	資格を証明する書類	写し	<input type="checkbox"/>
12	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	指定様式	<input type="checkbox"/>
13	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	指定様式	<input type="checkbox"/>
14	雇用関係がわかるもの	任意様式	<input type="checkbox"/>

#### 4. 指定更新を受けない場合

事業廃止を前提に指定更新を受けない場合には、更新期限の如何にかかわらず早急にご連絡ください。

#### 5. 介護と総合事業の申請日の統一について

総合事業の指定有効期間は通常6年ですが、訪問(通所)介護の指定(更新)申請に合わせて次回更新を行うことができます。指定期間を合わせたい場合は、新規指定申請を提出する際に、北海道・札幌市・旭川市からの指定通知書の写しを添付してください。添付した指定通知書の有効期間に合わせて富良野市が(総合事業の)有効期間を設定します。

(例)平成27年6月1日に指定(更新)申請をした場合

		H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	H32.4.1	H33.4.1	H34.4.1	H35.4.1	H36.4.1	
訪問(通所)介護		指定有効期間……6年間 (平成27年6月1日～平成33年5月31日)											
介護予防サービス (訪問・通所)		指定有効期間 ……2年10ヶ月 (平成27年6月1日～ 平成30年3月31日)											
総合事業					指定有効期間 ……3年2ヶ月 (平成30年4月1日～ 平成33年5月31日)								

介護予防(訪問・通所)サービスは、平成30年3月31日で完全に終了します。

総合事業の有効期間は訪問(通所)介護の有効期間に合わせてます。